

高齢者の総合相談窓口

「地域包括支援センター」 をご利用ください

平成18年4月に高齢障害課内に設置した「地域包括支援センター」では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者への総合的な支援を行っています。

■問い合わせ先 地域包括支援センター
(高齢障害課内 ☎ 82-1173)

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの多職種が連携して活動する「地域包括支援センター」では、以下のような支援を行っています。

● 高齢者の自立生活を支援

介護認定において要支援1・2と認定された人や、認定を受けていなくても介護を要する状態になるおそれが高い人を対象に、介護予防計画を作成し、住みなれた地域で継続して生活するための支援を行います。

● 総合相談・支援

福祉や医療、保健に関することなど、高齢者やその家族からのさまざまな相談に応じて、情報提供や適切な機関・サービスへとつなげる支援を行います。

● 地域における 高齢者の支援体制づくり

高齢者に対して包括的・継続的な支援が行われるように、地域で活動するケアマネジャー（介護支援専門員）に対して支援を行います。また、保健・医療・福祉などの関係機関や地域との連携を図るための体制づくりを行います。

● 高齢者の権利保護

高齢者が尊厳ある生活を送れるように、成年後見制度の活用支援や高齢者虐待の防止対策など、高齢者の権利を守るための支援を行います。

高齢者の権利保護のための法律が施行されました

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が平成18年4月に施行されました

「高齢者虐待」とは、高齢者が他の人からの不適切な扱いにより、生命・健康・生活が損なわれる状態に置かれることをいいます。この法律上では、次の5つの種類があります。

① 身体的虐待

外傷を負わせるような暴力をふるうなど

② 世話の放任（介護放棄）

十分な食事を与えない、長時間放置するなど

③ 心理的虐待

著しい暴言や拒否的な対応により、心理的な外傷を与えるなど

④ 性的虐待

性的な嫌がる行為をするなど

⑤ 経済的虐待

勝手に財産を処分する、金銭を使わせないようにするなど

早期発見のため、虐待に気づいた人には、**通報の努力義務**（通報に努めること）が設けられました。通報・相談窓口は「地域包括支援センター」です。

※虐待を受けている高齢者本人も自ら届出ができます。

「地域包括支援センター」にご相談ください

高齢者の介護を行ううえで、不安に感じていることや困っていることがあれば、一人で抱え込まず、「地域包括支援センター」の相談窓口をご利用ください。

